

沖縄県の離島で事業を展開される皆様へ

離島の旅館業に係る特例措置の概要

沖縄県の離島で宿泊施設を新・増設した場合、
税制特例措置が受けられます。

< 特例措置の内容 >

- ① 所得税・法人税の特別償却（事業初年度）
- ② 不動産取得税の課税免除
- ③ 事業税・固定資産税の課税免除（最大5年間）

※詳細な要件は、次ページ以降をご覧ください。



沖 縄 県

企画部地域・離島課 平成29年7月作成
令和元年5月更新
令和2年3月更新
令和3年3月更新

1 離島の旅館業に係る特例措置の概要

(1) 目的

本特例措置は、沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」）に基づき、沖縄の離島地域の発展を図るため、旅館業用建物の整備を促進することを目的とした制度です。

(2) 対象地域（沖振法による指定離島）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納島に限る。）、うるま市（津堅島に限る。）、南城市（久高島に限る。）、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町

(3) 税目別特例措置の内容（国税）

| | 税の種類 | 対象事業者 | 特例措置の内容 |
|----|------------|--|---|
| 国税 | 所得税 法人税 | 新・増設した旅館業用（注1）の建物及びその附属設備の取得価額が1,000万円を超える青色申告書を提出する個人又は法人 | 事業の用に供した年度において建物・附属設備の取得価額（限度額10億円）の8％を特別償却 |

（注1）店舗型性風俗特殊営業に該当する事業、又は下宿営業は除く。

(4) 税目別特例措置の内容（地方税）（注1）

| | 税の種類 | 対象事業者 | 特例措置の内容 |
|------------------|--------|--|--------------------------|
| 県 税 | 事業税 | 新・増設した旅館業用（注2）の建物及びその附属設備の取得価額が1,000万円を超える個人又は法人 | 新・増設に係る事業税の課税を最大で5年間免除 |
| | 不動産取得税 | 新・増設した旅館業用（注2）の家屋及びその土地（注3）の取得価額が1,000万円を超える個人又は法人 | 新・増設に係る不動産取得税の課税を免除 |
| 市 町 村 税 | 固定資産税 | | 新・増設に係る固定資産税の課税を最大で5年間免除 |

（注1）具体的な要件は県条例または市町村条例により規定されています。詳細については、県税・市町村税の担当窓口までお問い合わせください（4頁参照）。

（注2）店舗型性風俗特殊営業に該当する事業、又は下宿営業は除く。

（注3）課税免除の対象となるのは、取得日の翌日から1年以内に家屋の建設の着手があった土地に限る。

(5) 適用対象期間 令和4年（2022年）3月31日まで

2 特別償却の概要

(1) 特別償却の効果

旅館業用の建物・附属設備を取得して事業の用に供した年度において、経費に通常の償却額に加え特別償却額を算入することができるため、所得税額・法人税額を軽減することができます。

(2) 具体例（A社）

所得金額:800万円

設備（鉄筋コンクリート造）の取得価額:2,000万円

（※購入設備は特例措置の対象となる旅館業用建物（普通償却率3.3%）とする。）

法人税額:187万円

（※平成30年4月1日以後開始事業年度の法人税率23.2%と仮定した場合）

・特別償却活用後の所得:640万円（800万円－2,000万円×8%）

特別償却額

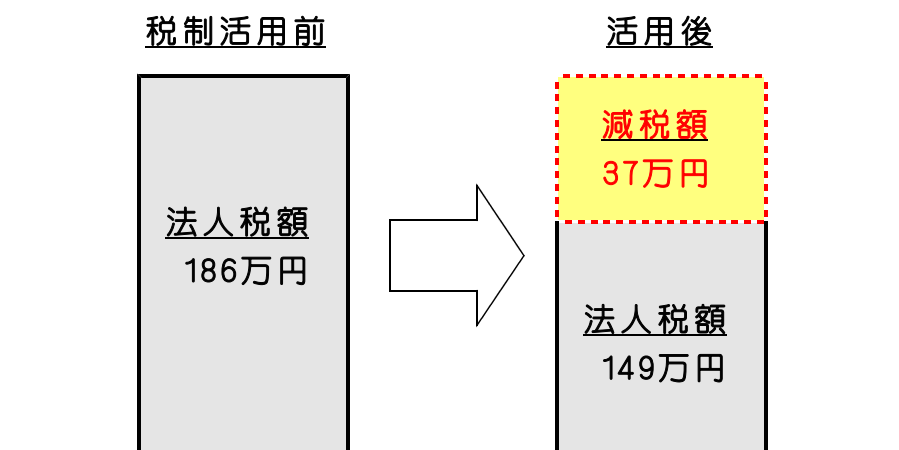
※元々の所得（800万円）は普通償却額のみを損金算入したときの額

※税制活用後の償却額:226万円（2,000万円×3.3%＋2,000万円×8%）

普通償却額

特別償却額

⇒税制活用後の法人税額（事業初年度）:149万円（640万円×23.2%）



3 お問い合わせ先

| ＜制度全般についてのお問合せ（沖縄県）＞ | | | |
|--|------------------|------------------|------------------|
| 沖縄県企画部 地域・離島課 離島振興班 | | Tel 098-866-2370 | |
| ＜制度に係る税務相談についてのお問合せ（沖縄県産業振興公社）＞ | | | |
| 毎週金曜日（午後1時から5時）に担当税理士が相談を受け付けます。（沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口内） | | Tel 098-894-6377 | |
| ＜国税についてのお問合せ（税務署）＞ | | | |
| 那覇税務署 | Tel 098-867-3101 | 北那覇税務署 | Tel 098-877-1324 |
| 沖縄税務署 | Tel 098-938-0031 | 名護税務署 | Tel 0980-52-2920 |
| 宮古島税務署 | Tel 0980-72-4874 | 石垣税務署 | Tel 0980-82-3074 |
| ＜県税についてのお問合せ（県税事務所）＞ | | | |
| 沖縄県税務課 | Tel 098-866-2101 | 那覇県税事務所 | Tel 098-867-1718 |
| コザ県税事務所 | Tel 098-894-6501 | 名護県税事務所 | Tel 0980-52-2542 |
| 宮古事務所県税課 | Tel 0980-72-2553 | 八重山事務所県税課 | Tel 0980-82-3045 |
| ＜市町村税についてのお問合せ（市役所または町村役場）＞ | | | |
| 伊平屋村 | Tel 0980-46-2001 | 伊是名村 | Tel 0980-45-2001 |
| 伊江村 | Tel 0980-49-2316 | 本部町 | Tel 0980-47-2417 |
| うるま市 | Tel 098-973-5005 | 南城市 | Tel 098-946-8817 |
| 粟国村（注） | Tel 098-988-2016 | 渡名喜村 | Tel 098-989-2002 |
| 座間味村 | Tel 098-987-2311 | 渡嘉敷村 | Tel 098-987-2321 |
| 久米島町 | Tel 098-985-7122 | 北大東村 | Tel 0980-23-4090 |
| 南大東村 | Tel 09802-2-2001 | 宮古島市 | Tel 0980-72-4878 |
| 多良間村 | Tel 0980-79-2502 | 石垣市（注） | Tel 0980-82-1350 |
| 竹富町 | Tel 0980-82-6191 | 与那国町 | Tel 0980-87-3571 |

（注）粟国村と石垣市は、本特例措置に係る固定資産税の課税免除を行っておりません。

（令和3年3月時点）